

定期診断の運用基準

① 新規診断の申込み

毎年4月に登録申込書【別紙様式5-1号】を提出する。

(ただし、平成24年度の見直し以降で、既に台帳に登録されている施設については、申込みの必要はない。)

新規申請については、必ず位置図を添付する。

市町・土地改良区(連合を含む)等が施設を所有し、管理を水利組合等に委託している場合は管理委託協定書など明文化している資料を必ず添付する。

② 診断登録申込み

毎年4月に新規申請後、栃木県土地改良区事業団体連合会で審査を行い後日【合格・不合格】の結果を通知する。【別紙様式5-2号】受理後は定期診断施設台帳に追加し、定期診断対象施設となる。

③ 診断登録抹消について

毎年4月に登録抹消申請書【別紙様式5-3号】を提出する。

また、登録の抹消については、一時停止・使用中止か、施設自体廃止・撤去かを明確にする。

④ 診断の実施運用について

原則として、診断は事業補助金の交付決定後に実施するものとする。

⑤ 診断対象施設について

- ・ 国営造成施設は全て診断の対象外とする。
- ・ 市町・土地改良区(連合を含む)が所有又は管理する土地改良施設のうち、下記基準に該当するものを診断対象とする。

施設名	運用基準
ダム	対象外とする。
頭首工	定義：河川から必要な農業用水を用水路に引入れるための施設であり、取水位を調節するための取水ゼキと取入れ口およびそれらの付帯施設で構成される。 主ゲートは自動転倒ゲート、ゴム引布製ゲート、ローラーゲート、ラジアルゲート等があり、かんがい面積が10ha以上の施設を対象とする。 ※ただし、自然取り入れ方式による施設は対象外とする。
揚排水機場	口径が200mm以上(8インチ)を対象とする。 インバータ・高圧施設については、口径200mm未満であっても対象とする。
樋水門	取水・排水樋管とも、扉体幅B=1.5m以上を対象とする。 扉門形式は、スライドゲート、ローラーゲート、ウォッチマンゲート等があり、 <u>かんがい面積が10ha以上</u> の施設を対象とする。
ため池	団体営規模以上のもので、造成された施設とする。
水路	対象外とする。

※原則として上記運用基準により定期診断を行う。

※ 各様式集について

当連合会のホームページに各様式がありますので、必要な方はダウンロードをして使用して下さい。【<http://www.tcgdoren.or.jp/files/top.htm>】

また、申込書などDataでお送りできる会員の皆様は下記のアドレスまで送って下さい。

件名：●●定期診断の申込み等

ohtsuka603@tcgdoren.or.jp

※5MB程度は受取れます。

※ 協力依頼（施設写真について）

今回、新たに定期診断施設台帳を作成したいと思っておりますが、なかなか全ての施設に行ける状態ではありません。つきましては、写真のご提供をお願いしたいと思います。

可能な範囲で結構です。施設全景写真・拡大写真・部分的写真を撮れる会員の皆様は下記のアドレスにMailにて送って頂きたいと思っております。また、Mailでの送付が不可能な皆様には、本会の職員が来区された際に渡していただいても結構です。

（お借りしたUSBは責任を持って返却します。）宜しく申し上げます。

定期診断施設台帳作成後は会員の皆様に郵送で送らせて頂きます。

件名：●●揚水施設写真

ohtsuka603@tcgdoren.or.jp

※5MB程度は受取れます。